

# 住民税の税額が決定

## 納税通知書を6月7日(月)発送

令和3年度住民税(特別区民税・都民税)が課税される方に、税額決定の通知書を6月7日(月)に発送します。確定申告等の申告期限が1か月延長されたことに伴い、延長期間(3月16日～4月15日)に確定申告書等を提出された場合、今回の通知書発送に申告内容の反映が間に合わない場合があります。その場合、後日発送予定の税額決定通知書または変更通知書で反映しますので、ご了承ください。

【納期限】  
6月30日(水)(第一期)、8月31日(火)(第二期)、11月1日(月)(第三期)、令和4年1月31日(月)(第四期)

※給与からの特別徴収(引き落とし)は、会社等(特別徴収義務者)を通じて別途通知されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、納期限までに納付が困難な場合には納税課までご相談ください。

【対象となる方】  
令和2年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、令和3年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません。  
○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方

【対象となる方】  
令和2年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、令和3年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方

損益通算および繰越控除  
○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例  
○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に住民税に

【対象となる税額】  
公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額および均等割額)

【徴収方法左表のとおり】

【対象となる方】  
確定申告書を提出された場合、次の所得等はその内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

○上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等

○上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除

○特定居住用財産の譲渡損失の

# 令和3年度の各種税証明

## 窓口混雑緩和のため郵送請求、コンビニ交付をご利用ください

令和3年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書は、6月7日(月)から取り扱います。窓口混雑緩和のため、郵送請求をご利用ください。次の3点を区役所課税課へ郵送してください。

○手数料・1通につき300円分の定額小為替を郵便局で購入してください。現金書留も受け付けます。

○返信用封筒・封筒に本人のあて先を記入し切手を貼ってください。同一世帯の親族での請求の場合は一つの封筒で対応します(返送先は本人の住所地のみ)。

○申請書・区ホームページからダウンロードまたは便せん、白紙等で作成ください。複数人の請求の場合、各自一通ずつの方や税の申告が遅れた方の保険料は、均等割額(加入者全員にかかる保険料)のみで通知します。前年の所得が確認できない、変更した通知書を送ります。

【納付に関する相談先】  
納税課徴収第一・第二係  
☎(3647)4153  
FAX(3647)8646

マイナンバーカード(写真入り)ご利用のコンビニ交付では、6月7日(月)以降は令和3年度の課税・非課税証明書のみ取り扱います(転出届を提出された方は利用できません)。

なお、窓口での交付は区民課証明係(区役所2階4番)および各出張所・豊洲特別出張所取り扱います。

【納税課課税第二係】  
☎(3647)8004  
FAX(3647)4822

便せん・白紙等で作成の郵送申請書記載例(江東区在住の方の例)

申請書  
令和3年〇月〇日

江東区長 殿  
令和3年度課税(非課税)証明書を1通請求します。

住所 江東区東陽4-11-28-503 ※1  
氏名 江東 太郎 ※2  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
使用目的 都営住宅  
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ※3  
電話番号

※1. 令和3年度の証明は令和3年1月2日以降、江東区に転入された方は発行できません。1月1日時点の住所地区市町村にご請求ください。  
※2. 押印は不要です。生年月日は西暦でも結構です。  
※3. 電話番号は連絡の取れる親族等の番号でも結構です。

〒135-8383 江東区東陽4-11-28  
あて先 江東区役所 課税課 証明担当 あて  
送料(定型普通郵便)は3通までは84円、7通までは94円が目安です。

中小企業団体登録  
更新申請6月30日(水)まで

登録済みの団体は手続きを忘れずに

区では、区内産業団体の実態の把握および、その育成を図ることを目的として、江東区の中企業団体の登録を行っています。登録団体は、区の施策情報等の提供を受けられるほか、産業会館および商工情報センターの優先予約や、利用料の減免を受けることができます。

現在、登録済団体は更新書類の受付中です。  
変更事項のない場合も更新手続きが必要になりますので、改めて書類の提出をお願いします。  
6月30日(水)

【登録課産業振興係】  
☎(3647)2332  
FAX(3647)8442

【登録課産業振興係】  
☎(3647)2332  
FAX(3647)8442

【登録課産業振興係】  
☎(3647)2332  
FAX(3647)8442

【登録課産業振興係】  
☎(3647)2332  
FAX(3647)8442